

企業結合の規制

2以上の会社が統一的な意思のもとに経営を行うようになると、当事者間で行われていた競争が行われなくなり、私的独占や不当な取引制限が行われやすい状態が生じます。会社の組織上の結合（企業結合といえます）は、一時的な結合であるカルテルと違い、参加者の独立性が失われ、競争への影響が永続的であることから、「固い結合」と呼ばれています。

(1) 合併、事業の譲受け、株式の保有等（10条、13条～15条、15条の2、15条の3、16条、17条）

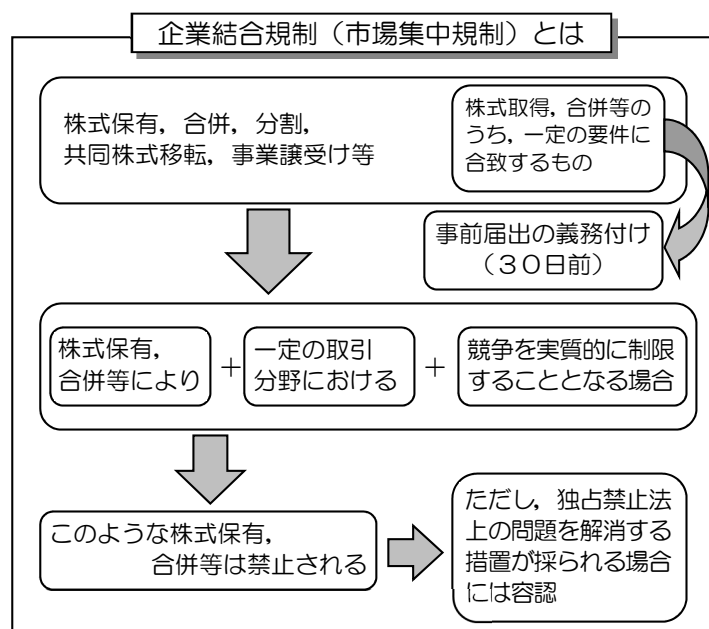
独占禁止法に基づいて規制される企業結合には、合併、分割、事業譲受け、株式保有、役員兼任などがあります。これらの企業結合によって、例えば、独占的な企業や企業グループが誕生する場合には、一定の取引分野において有効な競争が行われなくなるおそれがあります。

企業結合の規制は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる企業結合を禁止し、競争制限的な市場構造の形成を防止することを目的としています。

一定の取引分野というのは「市場」と同じ意味です。具体的な事案ごとに、合併などの企業結合がどの範囲の競争に影響を及ぼすかという観点から、競争に及ぼす影響を判断するために一定の取引分野を画定します。例えば、当事業会社の取り扱う商品やサービスの種類、それが取引される地理的範囲、取引の段階（メーカー、卸、小売）などから判断されます。

競争を実質的に制限することとなる場合というのは、合併や株式保有によって市場の構造が変化して、結合した会社が単独で、又は他の企業と協調的な行動をとることにより、ある程度自由に価格、品質、数量などを左右することができる状態がもたらされることをいいます。その判断は、市場シェア、当事業会社間の従来競争の状況、競争者のシェアと格差、競争者の供給余力、参入の容易性、輸入圧力など関連市場の具体的な実態を総合的にみて行われます。

公正取引委員会は、**企業結合ガイドライン**（「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」）を公表（平成16年。平成22年改正）し、企業結合の市場における競争に与える影響を判断する要素を明示しています。



例えば、以下の場合には、通常、独占禁止法上問題ない（セーフハーバー）とされています。

- ① 水平型企业結合においては、
 - (ア) 企業結合後の HHI¹ が 1,500 以下の場合
 - (イ) HHI が 1,500 超 2,500 以下で、HHI の増分が 250 以下の場合
 - (ウ) HHI が 2,500 を超え、HHI の増分が 150 以下の場合
- ② 垂直型企业結合及び混合型企業結合においては、
 - (ア) 当事会社グループの市場シェアが 10% 以下の場合
 - (イ) HHI が 2,500 以下で、当事会社グループの市場シェアが 25% 以下の場合

(2) 事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等の制限（9条）

独占禁止法は、特定の商品やサービス市場における競争秩序を維持するだけでなく、日本経済全体における経済力の過度の集中を防止し、経済全体を競争的な状態に維持することもその役割としています。このため、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立等についての制限を定めています。

我が国では、第二次世界大戦後 50 年間にわたり、持株会社（他の会社を支配することを目的に株式の保有を主たる事業とする会社）の設立を禁止していましたが、平成 10 年にこれが解禁され、事業支配力が過度に集中することとなる会社だけを禁止するように改められました。

(3) 銀行・保険会社による株式保有制限（11条）

銀行及び保険会社は、一般事業会社（金融業以外の事業を営む会社をいいます）の総株主の議決権の 5%（保険会社の場合は 10%）を超えて、その議決権を保有することは、原則として禁止されています。

この規制は、資金力において優位に立つ銀行や保険会社はその力を他の事業分野に及ぼすのを防止するためのものです。

¹ 「HHI」とは、ハーフィンダール・ハーシュマン指数のことをいい、一定の取引分野における各事業者の市場シェアの 2 乗の総和によって算出されます。例えば、首位企業のシェアが 20%、シェア 10% の企業が 3 社、シェア 5% の企業が 10 社存在する市場では、HHI は 950（ $20 \times 20 + 10 \times 10 \times 3 + 5 \times 5 \times 10 = 950$ ）となります。

(4) 企業結合に関する届出義務（10条，15条，15条の2，15条の3，16条）

一定規模以上の会社が，株式所有，合併，事業譲受け，分割等を行う場合には，公正取引委員会へ事前に届出をしなければならないという制度がとられています。

「一定規模」というのは，例えば，企業グループの国内売上高の合計額が200億円を超えるものが，株式発行会社及びその子会社の国内売上高の合計額が50億円を超える会社と企業結合をする場合などです。

なお，届出の日から30日を過ぎるまでは，合併，事業譲受け等を行うことができません。

株式所有については，その持株比率が20%又は50%の境界を超えるときに，届出が必要です。

